

第 1 回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
4	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
5	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2
6	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3
7	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
8	嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
9	嬉野市国民健康保険給付費基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表	9
10	嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	10
11	嬉野市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表	11
12	嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	12
13	嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表	13
14	指定管理者の指定参考資料 (嬉野市中央体育館駐車場)	15
15	市道路線廃止図面	16
16	市道路線認定図面	17

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第1条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第2条関係】 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
監査委員 (識見を 有する 者)	〃 800,000円 〃		監査委員 (識見を 有する 者)	〃 700,000円 〃	
(略)			(略)		

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その職務1回につき<u>4,400円</u>(宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては<u>6,600円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支</u></p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その職務1回につき<u>4,200円</u>(宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては<u>6,300円</u>)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分</u></p>

<p>給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは、「支給日(第28条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第5条関係) (略)</p>	<p>の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5、前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは、「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第5条関係) (略)</p>
--	---

嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命</p>



<p>権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の9.0、12月に支給する場合には100分の9.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【第3条関係】

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定によ</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定によ</p>

<p>り任期を定めて採用された職員を含む。）」  と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」  と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>り任期を定めて採用された職員を含む。）」  と、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
---	---

嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【第4条関係】

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

嬉野市国民健康保険給付費基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>嬉野市国民健康保険基金条例 (設置)</p> <p>第1条 国民健康保険事業に要する費用が不足を生じたときの財源に充てるため、嬉野市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>第1条に規定する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、<u>嬉野市国民健康保険給付費基金条例（平成18年1月1日条例第72号）</u>の規定により設置された基金に属していた現金、債券、有価証券等（これらから生じる果実を含む。）は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする</p>	<p>嬉野市国民健康保険給付費基金条例 (設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の保険給付に要する費用が不足を生じたときの財源に充てるため、嬉野市国民健康保険給付費基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p><u>(1) 医療事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てる時。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる時。</u></p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、<u>合併前の塩田町国民健康保険財政調整基金条例（昭和55年塩田町条例第20号）又は嬉野町国民健康保険給付費基金条例（昭和54年嬉野町条例第15号）</u>の規定により設置された基金に属していた現金、債券、有価証券等（これらから生じる果実を含む。）は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。</p>

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.0パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包括するものとする。</u></p>	<p><u>(利率)</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。</u></p>
<p><u>(償還等)</u></p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p><u>2 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p><u>(償還等)</u></p> <p><u>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とし、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p><u>2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

嬉野市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項</u></p>

嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の

資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) (略)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(料金)</p> <p>第24条 上水道の料金は、次に定めるところにより算出した額に、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)</u>を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>(1) 一般用 【別記1 参照】</p> <p>(2) 私設消火栓(公共の消防用以外に使用した場合) 【別記2 参照】</p> <p>(加入金)</p> <p>第29条 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、次の表に定める金額に、<u>消費税相当額を加えた金額を</u>、工事の申込みと同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第24条 上水道の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>(1) 一般用 【別記1 参照】</p> <p>(2) 私設消火栓(公共の消防用以外に使用した場合) 【別記2 参照】</p> <p>(加入金)</p> <p>第29条 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、次の表に定める金額を、工事の申込みと同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>2・3 (略)</p>

【別記1】

改正案

基本料金(1箇月につき)				超過料金(1立方メートル当たり)
水量	料金	水量	料金	
5立方メートルまで	870円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,740円	174円

現 行

基本料金(1箇月につき)				超過料金(1立方メートル当たり)
水量	料金	水量	料金	
5立方メートルまで	930円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,870円	187円

【別記2】

改正案

種別	料金
1回につき	1,740円

現行

種別	料金
1回につき	1,870円

【別記3】

改正案

メーター口径	加入金	メーター口径	加入金
13ミリメートル	60,000円	40ミリメートル	370,000円
20ミリメートル	80,000円	50ミリメートル	560,000円
25ミリメートル	100,000円	75ミリメートル	1,370,000円
30ミリメートル	190,000円	100ミリメートル 以上	市長が別に定める。

現行

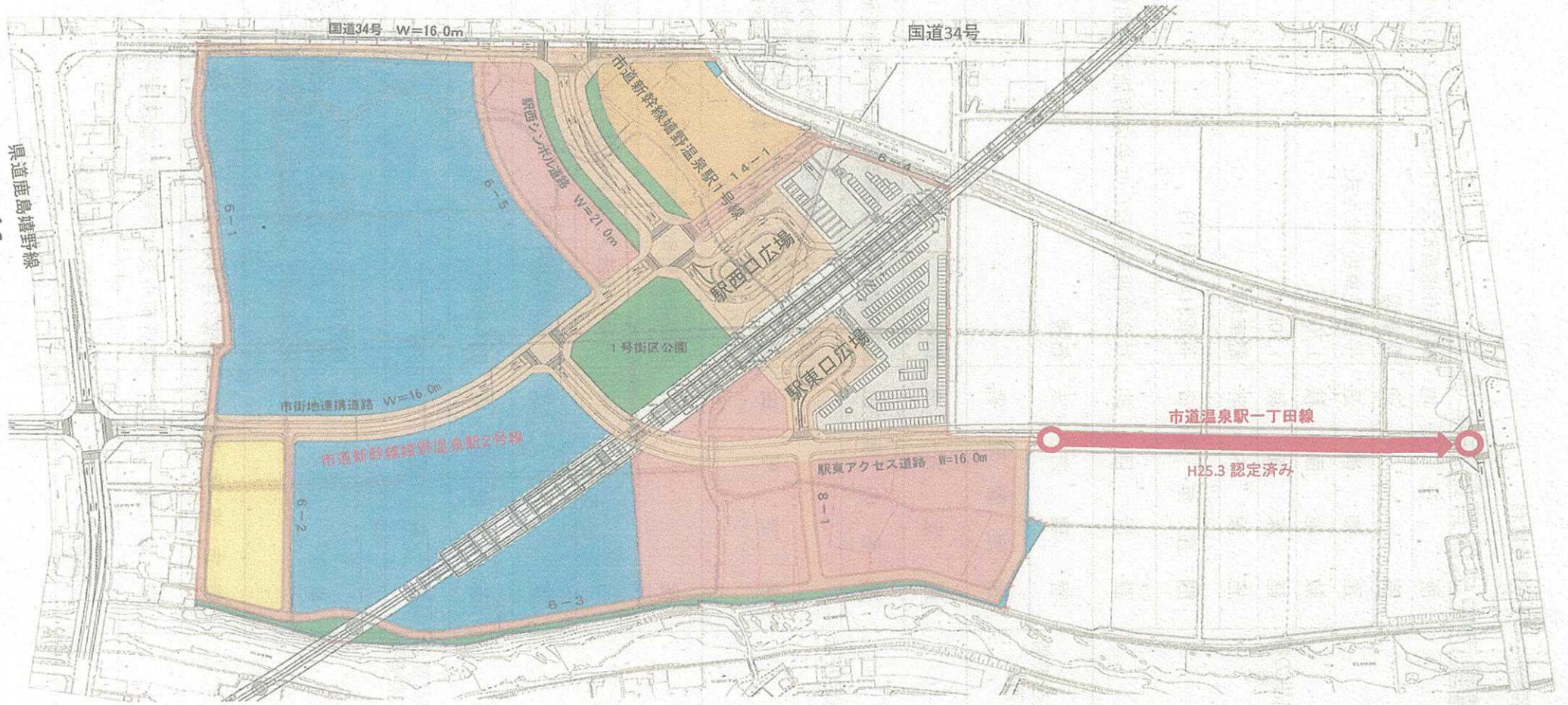
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金
13ミリメートル	64,800円	40ミリメートル	399,600円
20ミリメートル	86,400円	50ミリメートル	604,800円
25ミリメートル	108,000円	75ミリメートル	1,479,600円
30ミリメートル	205,200円	100ミリメートル 以上	市長が別に定める。



## 嬉野市中央体育館駐車場

施設の概要	所在地	嬉野市嬉野町大字下宿乙1461/1515/番地
	使 途	駐車場
	建物構造	平面駐車場(自走式)
	敷地面積	1,700㎡
	延床面積	1,700㎡
	施設内容	駐車場
	開設年月日	平成31年4月1日
	設置目的	社会教育施設及び社会体育施設利用促進、市内経済の活性化
現在の管理方法	管理方法	新規
	指定管理者	-
選定方法	選定方法	指名
	指名の理由	嬉野市中央体育館等の適正な管理を確保するため。
	選定の理由	嬉野市中央体育館等の施設の設置の目的、業務の性質その他の事情を総合的に勘案して、一般社団法人 嬉野市体育協会に管理させることが当該施設等の適切な管理運営に資するものと認められるため。
指定管理の候補者	住 所	嬉野市嬉野町大字下宿甲2834番地
	名 称	一般社団法人 嬉野市体育協会 会長 行武 登
	設 立	平成25年8月1日
	基本財産等	827,464円
	従 業 員 数	3名
	目 的	嬉野市における体育・レクリエーションを振興し、市民の体力向上を図り、スポーツ精神の育成と市民相互の融和及びスポーツ諸団体相互の綿密な連携融合を推進すること。
	指定管理期間	平成31年4月1日～平成36年3月31日
	指定管理料	嬉野市中央体育館指定管理委託料に含む
所管課	文化・スポーツ振興課	

# 市道路線廃止位置図





# 市道路線認定位置図

